

社会福祉法人 滑川市社会福祉協議会 地域福祉活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が自主的に地域福祉向上・充実を図ることを目的に結成した団体等の事業活動に対し、社会福祉法人滑川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民からの会費を財源として地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる団体（以下、「対象団体」という。）は、次に掲げる要件すべてに該当する団体とする。

- (1) 本会の活動に協力する団体であり、地域福祉の向上・充実に寄与する事業を行う団体であること。
- (2) 滑川市内に拠点をおいて活動する団体で構成員の過半数が滑川市民であること。
- (3) 団体の前年度の繰越金が、30万円以下の団体であること。
- (4) 既に他の助成金等により実施している事業は、助成の対象とはならない。
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。

(申請)

第3条 助成は毎年度ごとの助成金予算の範囲内において行い、申請額は別表1の助成基準額以内とする。但し、当年度における助成金予算の範囲を超えた場合、当年度の助成金交付事業は終了とする。

- 2 助成金の交付を申請するときは、交付申請書（様式第1号）を本会に提出しなければならない。

(助成の審査)

第4条 本会は、助成の申請があったときには、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付及び助成額を決定する。

- 2 審査においては、前年度の決算において多額の繰越金がある場合や、申請時に多額の予備費が計上されている場合等財産状況も考慮する。必要に応じて聞き取り調査等を行い、助成事業の目的および内容・助成額が適正であるかを審査し、助成の決定を行う。

(決定及び交付)

第5条 本会は、助成の決定後、本会より送付する「地域福祉活動助成金交付決定通知書」により通知し、助成金を交付する。

(報告)

第6条 この要綱に基づき地域福祉活動運営費助成金の交付を受けた団体は、当該会計年度終了後、1ヶ月以内に実績報告書（様式第2号）を本会に提出しなければならない。

(返還)

第7条 この要綱に定めるところにより、助成金の交付を受けた団体は、交付を受けた目的及び用途に反して使用してはならない。

2 本会は、前項の定めに違反した場合及び偽りその他不正行為により助成金の交付を受けた団体があると認めるときは、交付した額の全部又は一部を返還させるものとする。

3 本会は、団体活動が休止又は解散等により、6ヶ月以上の活動がなかった場合には、助成金の全額又は一部を返還させるものとする。

4 助成金の交付を受けた団体が、やむを得ない理由により事業を取りやめるときは、速やかに地域福祉活動助成金辞退届（様式第3号）の届け出により、交付金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日より施行する。